

特別支援教育領域の追加申請の必要書類一覧 (申請内容によっては、下記以外の書類が必要になる場合があります。)

チェック欄



兵庫県教育委員会が発行した盲・聾・養護学校教諭免許状又は特別支援学校教諭免許状をお持ちの方のみ申請できます。他の都道府県発行の免許状をお持ちの方は、発行した都道府県にお問い合わせください。

① 「特別支援教育領域の追加申請の必要書類一覧」(本紙) ※提出書類の「チェック欄」に「レ」をつけ、番号順に並べてください。

② 教育職員検定・免許状新教育領域の追加の定め申請書

+ 兵庫県収入証紙 3,300 円 ※追加する領域の数に関わらず、申請 1 件について 3,300 円です。また、収入印紙 ではないので注意してください。

③ 誓約書

④ 履歴書 (市販のものは不可)

⑤ 戸籍抄本 (外国籍の方は住民票(国籍、名前、生年月日の記載があるもの)) (証明日から 3 か月以内提出のもの)

氏名、本籍地が 2 回以上異動している場合は、異動の履歴がすべて確認できるものが必要。

例) 「鈴木、京都府」 → 「田中、大阪府」 → 「田中、兵庫県」

この場合、兵庫県での戸籍抄本には、大阪府からの異動状況しか記載されないこともあるため、除籍謄本等が必要になる場合があります。詳細は、戸籍を管理する市町村役場に確認してください。

⑥ 領域を追加しようとする盲・聾・養護学校教諭免許状 (原本) 又は特別支援学校教諭免許状 (原本)

- 原本を回収し、新教育領域を追加した免許状を発行します。紛失等で免許状がお手元にない場合は、先に再交付申請を行ってください。
- 免許状に記載された氏名、本籍地の都道府県が現在と異なる場合は、先に書換え申請を行ってください。

⑦ 基礎資格に関する証明書 (持参の場合のみ、学位記や卒業証書の原本でも可) ※下記以外の場合はお問い合わせください。

- 専修免許状申請 → 大学院・大学専攻科の修了証明書(原本)
- 一種免許状申請 → 大学の卒業証明書(原本)
- 短大専攻科等を修了し、大学評価・学位授与機構から「学士」の学位を受け、一種免許状申請 → 学位授与証明書
- 二種免許状申請 → 大学・短大・指定教員養成機関の卒業証明書(原本) (原本)

⑧ 教員免許申請用の「学力に関する証明書」(原本) ※単位修得した大学等が発行する教員免許申請専用の単位修得証明書のことです。成績証明書や修得単位一覧等ではないので、大学等によく確認してください。

- 申請する領域の追加に必要な単位のすべてが確認できる「学力に関する証明書」が必要です。
- 認定講習、認定公開講座、認定通信教育で修得された単位は使用できません。

⑨ 免許状送付用の封筒(角形 2 号封筒(A4 サイズ))に 450 円※切手を貼り付け、返信先の郵便番号、住所、氏名を記入
(県内公立学校の現職教員で学校長を経由して申請する方は不要)

※申請する免許状と返送する免許状あわせて 4 枚以上の場合は 515 円